

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二） ——賃金政策の変質過程——

中 村 智一郎

1.

市民革命から産業革命の始期に至るほぼ一世紀の施策は資本制的賃金政策形成への準備段階をなすものであり、絶対王制のそれとは明らかに異質な政策思想によって導かれた。この変質が決定的となるのは産業革命期である。それはこの間における資本支配の在り方を反映するものである。夫々の時代におけるさまざまな対抗関係に対応しつつ変質過程を辿り、産業革命期を通じて新たな賃労働のタイプ構成が確定されると共に資本家的賃金思想が完結的に具体化されることとなる必然を示すものであるといえるであろう。したがって賃金政策における変質過程をその背後における社会経済的変化のプロセスとの関係で検討することが何より必要であると思われる。本稿の主題とするところもここにある。いうまでもなく、個別立法として時代的特質を担って現われる諸政策は、夫々が出現する直接的な契機を明らかにし、その立法意図を解明するといふいわゆる動機論的研究が必要であるし、それはまた多くの研究者によってなされて来た。さらにそれらの諸施策が、政策形成の動機、立法者の意図にかかわらず、結果として果した役割の検討についても同様のことといえるであろう。しかし現実的にこれら諸政策の形成の動機とその効果は必ずしもストレートに結びついているとはいえないし、また意図に反した役割を担うことすら少なくな

い。このような事実は、かかる政策形成をめぐるさまざまな条件との錯綜の中で相互作用しつつ一定の必然を有していることを示すものであって、決して想われざるものとはいえない。それ故重要なことは、これらを総合した政策形成過程のもつ意味の分析にあるといえるであろう。すなわち意図と効果のもつ区別と関連が、それによって明らかにされると思われるからである。

そこで本論に入るに先立って、いわゆる時期区分をふるまえた社会経済的背景についての概観を試みておくこととしたい。

市民革命の実質、資本にとっての政治的桎梏排除の時期をピューリタン革命（1649年）以降とするか、王制復古（1660年）或は名誉革命（1688年）の時期と考えるかは、少くとも本稿の主題検討のためにはあまり重要であるとは思われない。歴史の連續性をいうまでもなく、経済発展段階は一時点を限って区分しうるほど簡明に現われるものではない。したがつていわゆる市民革命期以降に異質の政策が現われているという事実が確認されれば足りる。

さてこのような意味での転換の時期であるが、「清教主義の説いた倫理は、まさしく、資本蓄積と資本主義の発展に必要な世界觀であった」とすれば、この思想に導かれた運動の発生、或はその結果としてのピューリタン革命は一つの画期であり起点ともいえる。また「1660年以降、正直なひとびとの口からパンを取りさる新考察に対する伝統的な敵意は、どんな社会的犠牲にもかまわず、利潤を生む企業の奨励に道をゆずった。われわれは17世紀の革命を近代ブリテンの資本主義の眞の政治的始点とみなす。」「少なくとも1688年以降、ウイッグ政府には重要な封建的政策の重要な痕跡はなにもなかった。」ということは王政復古の時期こそ資本制への道が拓かれたのであり、名誉革命において完結したといえよう。また「『名誉革命』はオレンジ公ウイリアム三世といっしょに地主的および資本家の利殖者たちをも支配者の地位につけた」のであれば、ここで資本制的支

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

配が完結したということであろう。何れにせよそれぞれの時点が転換の画期をなすことはたしかであるとしても、必ずしも特定年次の確定を不可欠とするものではない。要するに「ピューリタン革命から名誉革命にいたる政治的激動を通じて、イギリス国家権力の中核を握る政策主体は、決定的かつ最後的に、封建勢力からブルジョア勢力に移行した⁴⁾」ということであると考えてよいであろう。ただどのように「決定的かつ最後的」であったかについては問題が残る。ともあれかかる40年にわたる上部構造変革のプロセスは、経済構造の変化を反映するものであることはたしかである。したがって例えば、賃金指数を一つの手がかりとして見た場合、旧稿で示した通り、それは1603～4年法成立の時期=絶対王制の崩壊過程を最低に、市民革命期を通じて上昇を続ける。それは原蓄過程が「賃金圧下」のための政策を一貫して作用せしめる収奪過程であったとしても市民革命を実現したブルジョア的諸関係の発展、それに伴う労働力需給構造の変化を反映してこの時期に上昇を続けたのであって、決して故なしとするものではない。かくして資本制的生産構造を確定するべく移行が進み、したがって賃金政策における変質がかんまんにではあっても進行をはじめることとなるという必然が確認されうるであろう。

次いでもう一つの画期としての産業革命とよばれる時期の問題である。トインビーは産業革命の始期を1760年と確定しようとする諸議論を定着させ⁵⁾、またアシュトンも一時的であったとはいえ、その時期を自著のタイトルに明らかなように「1760——1830」年としており、「資本主義と呼ばれるかの人間関係の体系は、すでに1760年以前にその根源をもっているし、他方その完全な発達を見たのは1830年以降のことであった。⁶⁾」と述べている。他方マントウは「アーノルド・トインビーは、……産業革命史を1760年の始期から1820年もしくは1830年まで、もってゆこうとした。しかしあれわれは……19世紀の初年でとどめようと決心した。……工場立法の端をひらいた法律は、1802年発布された。その時期からすでに、

……その発展をたどるだけである。」として1802年法を画期とし、その終期に異説を立てている。われわれはいわゆる「トインビー伝説」なるものをめぐる議論は措くとして、時期区分に関して見ると、ディーンは「最初の産業革命が起り、近代の経済成長が実際に始った1750～1850年の期間にわたるイギリスの経済発展……」⁸⁾として1750年からの一世纪を考えているようである。ともあれ「賃金労働者たちが、近代的意味での労働者階級といえるほどに、数的にも結合力においても成長をとげたのはほぼ1760年以降のことである。」⁹⁾と同時に「1760年以降食料品価格は騰貴し、実質賃金は低下しはじめた。……1753年から1783年にかけて戦争と平和が交互にくくりかえされたため雇用はますます不安定なものとなった。」¹⁰⁾といわれるよう新らしい階級関係が成立すると共に、資本制的諸関係の生成、発展に伴う固有の矛盾がこの時期に顕著になっていることも明らかである。かくて「イギリス諸産業は纖維工業と金属工業に端を発して、1760年代から1830年代の間に、ほぼ全面にわたって生産の技術的変革をおこない、工場制生産を確定した」ということが確認しうるであろう。要するにその始期は、既に述べられている説明の上に立って、労働者階級の成長を基軸とする新らしい労使関係の形成という視点からも、通説の通り1760年代を画期と考えて差支えないようであるし、その終期も1802年法で切ることには無理があるようと思われる。社会政策史研究の視点から1802年は無視し得ない重要性をもつことは疑いないことであるが、産業革命を突き抜けて、産業資本主義段階の典型期に入ったというわけにはいかない。その実効性、団結禁止法やトラック制の存在など旧支配層との関係の中で新たな資本制への変革が進行過程にあって、1830年まで続くとみるのが自然のように思われる。何故ならば、政策面からこれを見た場合、トラック法（1831年）、選挙法改正（32年）、工場法改正（33年）、救貧法改正（34年）など一連の施策は産業革命を完結した実質の上に立ついわば到達点を示すものであるといえるであろうからである。したがって産

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

業資本の経済的制覇の政治的表現としての 1832 年こそ一つの目安の時期と見ることが出来るであろう。

総じていえば本稿ならびに続稿が対象とする時期は上に述べた意味において、またその限りで、「1660年から 1832 年までのブリテンの政治体制は製造業者たちが、ふるい型の特権階級の仲間——商業に関心をもつ地主、商人、金融業者、インド成金など——への参加を買いとつたかぎりでのみ、かれらに役立つようにつくられていた」¹²⁾といわれる時期にあたる。要するにこの時期は小生産者層が分解し、その中、上向したもののが「ふるい型の特権階級」への仲間入りを実現し、新らしい秩序を作るための基盤をかためるプロセスであった。そうであればこそ、賃金をめぐる施策が、立法者が意図しようと、しないとも抱らず変質過程をたどることとなるのである。

以上の時期区分の確認は、ただ政策対応の変化という視点から考えるための一応の整理として行なわれたにすぎず、確定年次による区分をはじめから意図したものではない。また本来歴史の発展過程は、一時点を区切って完結しうるほど単純ではないし、確認しうるものでもないからである。ただこれを社会政策史という視点に限るならば、すでに述べたように 1802 年工場法という社会政策的事実から出発することはたしかであり、したがってそれは産業革命の終期ということではなく、むしろ産業資本主義段階への移行期はまさにこの時点に始まると考えることは必ずしも不都合であるとはいえないであろう。しかしそれも次稿までで述べられるところのいわゆる初期資本主義の労働政策として一括される諸施策を前史としてふるまえることが不可欠であることはいうまでもない。

注 1) C.Hill(ed.), *The English Revolution*. 田村秀夫訳、「イギリス革命」45 頁,

2) E.J.Hobsbawm, *Labouring men, Studies in the History of Labour*, 鈴

木幹久・永井義雄訳、「イギリス労働史研究」16～17頁

- 3) K.Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, Berlin, 1953, S.762, 大月書店版「全集」第23巻, 945頁
- 4) 大塚久雄編著, 「西洋経済史」146頁
- 5) A.Toynebee, Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England, 1884, 川喜多孝哉外訳, 「英國産業革命史」
- 6) T.S.Ashton, The Industrial Revolution, 1760～1830, 1948, 中川敬一郎訳, 「産業革命」2頁,
- 7) P.Mantoux, La Revolution industrielle au XVIIIe siecle., 德増栄太郎外訳, 「産業革命」29頁,
- 8) P.Deane, The First Industrial Revolution, 石井摩耶子・宮川淑共訳, 「イギリス産業革命分析」7頁,
- 9) A.L.Morton and G.Tate, The British Labour Movement, p.9,
- 10) Ibid., p.12,
- 11) 大塚久雄編, 前掲書, 187頁
- 12) E.J.Hobsbawm, op.cit, 邦訳, 17頁,
- 13) 拙稿, 「社会政策の段階的展開についての一考察」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第2号, 91頁)

2.

市民革命以降の貧民対策は「資本主義的世界觀」をどのように具体化したか, それはどのように変質を遂げたかがここでの課題とされる。いいかえれば「貧民觀」が社会経済的諸条件の変化に応じて転換を余儀なくされ, その結果新たな生活保障方式が模索される中での社会的対応の変質を表現するものが何であったかということである。

「17世紀後半の『貧民の有利な雇用』論は, 外見上はたしかに従来の政策の継承であった。けれども『貧民の就業』が絶対主義的立場からの社会秩序の維持を主な目的としたのに対して『貧民の有利な雇用』はブルジョアジーの立場から, 貧民の労働を国富の源泉として組織化しようとするものである。両者は政策の主体においても意図においても基本的に異って

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

いる。エリザベス救貧政策思想は、市民革命によって根本的に転換した。¹⁾貧民を土地に緊縛することによって富を確保した封建的支配機構を壊りくずしたブルジョアジーは政策思想形成の土台としての経済構造の変化に対応した「貧民の労働」の新たな組織化を計ることとなる。すなわち貧民対策の第一の転換が不可避的に意図される。これは賃金補助（戸外救済）という第二の具体的な転換への、したがって伝統的救貧政策思想の資本主義化への道を拓くイデオロギーであって、正しく市民革命に対応する転換であった。

さてこのような転換を生じさせた経済構造の変化はどのようなものであったか、主題に即して若干の検討をしておくこととしよう。産業の資本主義化という視点からみると、一方では「織布工」のあるものは経営規模を拡大し、問屋制支配に対抗しつつマニュファクチャーに成長するし、その一部は問屋制度から独立した「農村の織元」となる。そこで「都市の織元」は依然として伝統的な特権を維持しようとして、このような傾向の抑止策をとる。だがピューリタン革命、王制復古に際して基本的にその力を失い、名譽革命以降は全機構的に全く無力となる。²⁾ということは依然として都市に基盤をもつ特権的な伝統的産業支配構造の維持策にもかかわらず、農村に自生しつつある生産力の発展を横杆とする「農村の織元」などを基軸とした資本主義化が現実的に進行しつつあることを示すものであるといえよう。すなわち「綿織物工業においてはいわゆる問屋制度の支配がより広汎でありまたより強固であった」が、それは「農村工業を苗床とする産業資本（マニュファクチャー）の成長を阻止しようとするような性格はもはやなく、それを商業的・金融的にかえって助長し、促進するような、すでに近代的性格を具えていた」というほどに変化が見られ、それ故上部構造の変革への基盤をつくりあげつつあるとはいえ、「産業革命にいたるまで近代的賃銀労働関係は多かれ少なかれ『親方←雇職人←徒弟』制の外枠を残しながらその内部にあって進展する」のであって、近代的賃労働関

係の形成にまでは進展してはいないし，且つ「中産的生産者層の……貧富両層への量的分化は，直ちに質的な近代的分解に移行し，踵を接して産業資本が形成され始める」としても，「産業革命に至るまで産業資本は，あたかも中産的生産者層から独立した姿をとりえないとひとしく，かつまさにその故に，⁵⁾ 家族労働の基礎から画然と分離されることはないのである。」ここに貧民の労働をめぐる諸問題が新たに提起されるのであり，その一つの側面が「貧民の有利な雇用」論として現われる政策思想である。すなわちそれは一般的労働市場形成への機構的必然として要請される。しかしながら転換期の複雑な階級関係の錯綜はむしろそれに阻止的に働く立法を用意する。1662年といわゆる居住地法（An Act for the better Relief of the Poor of the Kingdom）がそれである。貧民救済の改善を正式名称とするこの立法は労働者問題を一括して貧民対策としての居住制限措置に包括する。それは「居住地法による被救済貧民と労働者の居住制限は，1662年法からはじまり⁶⁾ 1795年法でいちおう終った」のであって，産業革命が新たな賃労働のタイプを創出するまでいわゆる「資本のインタレスト」に対置し，阻止的に作用する形で残存することとなる。それはまた大都市の自衛策として，治安維持的性格をあらわにしつつ，単に貧民の居住制限という伝統的救貧政策思想に導かれたものであることは立法動機の説明に明らかである。すなわちこの法律は「貧民の窮乏，数およびその継続的増加は……全国にわたって非常に大きくかつ過度の負担となっている」として，その原因を次のように説明する。すなわち「貧民の居住に関する法における何らかの欠陥」「彼等が合法的に居住する教区または所在における矯正不能の無頼漢やその他を欠乏のため亡びさせないための救済および雇用に関する規則の相当の条項の欠落」「無頼漢や浮浪者の逮捕および貧民の利益のために以前からある法および法令の忠実な実施の無視」などである。⁷⁾ここでは「浮浪」という社会悪が貧民を増加させ，社会的負担を大きくするのである以上，雇用問題もさることながら当面は一般的な居住制限が必要となされている。それ

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

は1388年法に連なる一連の貧民対策の集大成でもあった。しかしかかる集大成が行なわれたということは、それらの施策がすでに一定の役割を担い終え、なおその矛盾をより一層あらわにしてゆく段階で、もはや有効に作用しえないような或は次元を異にする一般的状況の出現に直面していることを示すものであるということが出来るであろう。例えば先行規定に対する一般的な団結禁止法の出現の事情などと同じことがいえると思われる。要するに貧民対策と人口移動の性格変化が旧秩序維持のための施策の一つとして居住法を必要としたということであろう。革命、30年戦争などによって、また伝統的な行政機構の混乱に触発されて、「マッシュウ・ヘイルやジョサイア・チャイルドらの『貧民の有利な雇用』を中心とする改革案が主張され……これらの改革案が論争の対象となっているあいだに、議会は実現がもっとも容易で、しかも貧民抑圧的性格の居住地法を制定してしまった。⁸⁾」のであって、それはこの時期における農村から都市への人口移動の防止と共に、浮浪防止の施策を補完するものである。そしてより重要なことは、これによって農業労働力を確保するという意味での雇用と併せて伝統的秩序維持策としての「救貧税の増大をできるかぎり回避しようとする各教区の自己中心主義」⁹⁾が直接的な契機をなしていたということである。王制復古の直後に現われたこの立法が、いわゆる「地主的インテレスト」に基づくものであり、労役場設置運動や「貧民の有利な雇用」論へのアンチテーゼであったとしても、これ自体まさに転換期を確認する現象に外ならない。要するに「貧民の労働」についての旧秩序破壊的な諸現象に対し、新らしい秩序、その把握のための仕方をめぐる対抗の中で依然として議会の多数を代表する層の意図に基いて「実現が容易」で「貧民抑圧的」な施策を具体化したものであった。それ故この立法が自由な労働市場形成に阻止的に作用し、したがって直接的に農業日雇労働者の賃金を低く維持する役割を担いえたこともたしかであろう。このような段階矛盾的な立法が登場し、それが産業革命期まで存続するという不思議は、

当面の課題としての貧民対策、農村と都市、地主と産業資本という新旧の課題をないませたところの複雑に錯綜した対抗関係の中で決して不思儀ではない必然性をもつものであった。

かかる状況の下での貧民対策としての雇用問題の行きつくところは労役場設置の方向に外ならない。この時期には、少くともとりわけ急速な人口増加が生じたわけではない。にも抱らず窮乏層の増大、「貧困」という社会的「害悪」への対応が課題とされているということは、貧民の労働を労働力としてどう統轄するかという問題提起と不可分のものであったればこそであろう。労役場はかかる対抗の妥協点であった。救貧税の節約という基本課題と相俟って、「求援の抑制」を柱に請負制を基礎とする労役場運動は居住地法の上に立つ現実的救貧政策であった。その立法化である1722年のいわゆるナッチブル法 (An Act for Amending the Laws relating to the Settlement, Employment, and Relief of the poor.) はまたワークハウス・テスト法 (The Workhouse Test Act) ともよばれているように労役場についての立法である。貧民の居住・雇用・救済を課題とするこの法は増大せる貧民にワークハウス・テストを実施することによる求援の抑制という課題を担うため請負制度と結びつくことは避けがたく、その結果としてこれが「恐怖の家」に転化することもまた不可避であった。そうであればこそそれが「貧民の有利な雇用」「怠惰な貧民」の近代的労働力への陶冶機関としても、また救貧税の節約という直接的に意図された目的からみても決して成功しなかったのは当然であった。はじめから有能貧民は排除されていたのであった。だから「労役場制度はフランスとの長い戦争の所産の一つ」であって「商業の衰退とそれにもとづく失業によって生じた貧窮の増加」¹⁰⁾を直接契機としたことの必然的帰結ともいえる。しかしどもあれこの時期に、貧民問題を労働者規制策の伝統から離れて「居住」「雇用」——それこそが時代的背景を反映しているとはいえ——問題として捉えていることは、その内容はともかくとして貧民の労働の労働力化政策へ

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

の移行が現実的日程に登場したことを証言するものでもあった。

「貧民の有利な雇用」論が、もともと「貧民の雇用によって貧民救済という社会的負担を減少しうるし、またそうしなければならない」という考え方から発していったということは、少なくとも資本の論理が現実的に作用をはじめていることを反映するものであると同時に時代的限界を表現するものでもあった。そして当然の如く帰着したのが労役場であった訳である。何れにせよ結局のところ「雇用の増大こそが、資本主義の土台を作り出してゆくための基礎作業にはかならなかった。……この基礎作業を直接に促進する対策としては、議会権力を背景とした囲い込み運動と、定住法を中心とする救貧体制があり、さらに『怠惰な貧民』を近代的労働者に陶冶してゆく機関として、各地に職業学校や『恐怖の家』として知られるワークハウスが設立された¹¹⁾。かくして結局のところ労働者規制法に連なる諸施策がそうであったように、居住法も、労役場制度も意図されたものが有効に作用することなしに課題として残されることとなる。このような事実の上に、転換期の対応として現われたものが戸外救済の思想であった。

- 注 1) 小山路男、「イギリス救貧法史論」69頁、本書は刻明にして、詳細な史実に立つ研究書である。本稿以下においては大前朔郎教授の「英國労働政策史序説」と共に分析の手がかりとされている。
- 2) 大塚久雄、「近代資本主義の系譜」(『大塚久雄著作集』第三巻、189頁)
- 3) 同書、190、208頁,
- 4) 同書、172頁,
- 5) 同書、175～6頁,
- 6) 小山路男、前掲書、128頁,
- 7) Bland, Broun & Tawney, English Economic History, Select Documents, p.147, なおこの内容についてはニコルスが要点を整理して述べている。(G.Nicholls, A History of the English Poor Law, Vol.I, p.280,)
- 8) 小山路男、前掲書、133頁,
- 9) 同書、155頁,
- 10) E.Lipson, The Economic History of England, Vol. III, p.477,
- 11) 小山路男、前掲書、89頁,

12) 大河内暁男, 「イギリス産業革命」(大塚久雄編著, 『西洋経済史』151頁,)

3.

市民革命以降の労働政策は常に貧民対策としての意義を第一義的に担いながら、絶対主義のそれとは明らかに異質な、それでいて伝統的秩序維持的な性格を担いながら変質過程をたどった。さらに産業革命と呼ばれる大きな経済変化に直面し、経済構造の新らしい仕組みをテコとして再び、そして決定的にエリザベス原則からの逸脱を行なう。戸外救済の思想を具体化し、賃金保護という異質の新らしい方向への道を拓いた1782年のいわゆるギルバート法 (An Act for better Relief and Employment of the poor,) はその端初をなした。この立法化の直接動機は「求援の抑制」を労役場の請負制度と直結させたことの失敗の経験であった。それ故請負制度の廃止を戸外救済の拡大に置きかえることが先づ意図された。しかしこの政策転換は、従来とは全く異質の発想を前提する。それは有能貧民の労働力化を促進する必要が現実的に生じていて始めて発想されることであった。そこでかかる政策転換を推進せしめた社会経済的諸条件の変化、すなわち産業革命を押し進めた1760年代前後におけるイギリスの経済構造の変化に対応した新たな救貧政策への転換を模索することとなった背景をさぐることが当面の課題とされる。

そこで先づ第一表により総人口の動向をみると、1688年と1760年の70年間余りの間における人口増加数は150万人で、その増加率は27%余りである。これは1603年と1688年の85年間の50万人、10%の増加に比べると極めて高いことが知られる。しかしこれを1760年と1803年の産業革命期の40年余りにおける、221万人、31%の増加に比べると後者の増加が一層急激であったことが知られる。トインビーは18世紀の前半と

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

後半における人口増加率の相違について、「前半期に於いては、英國は、その商業関係の拡大によって急速に富を増加しては居たが、尚その旧い産業組織を保持して居た。後半期は近代的産業制度及び改良された農業経営方法への移行期であった¹⁾」と述べている。フィリス・ディーンはこれを更に具体的に 1740 年代の死亡率の低下と 1760 年或は 70 年代以降の出生率

オ一表 人口と救貧税額

年 次	人 口	救貧税額	人口一人当り
		£	s. d.
1066	2,150,000		
1381	2,350,000		
1415	3,000,000		
1509	4,000,000		
1528	4,356,000		
1603	5,000,000		
1625	5,500,000		
1660	5,500,000		
1688	5,500,000	700,000	2 6
1701		900,000	
1714	5,750,000	950,000	3 $3\frac{3}{4}$
1760	7,000,000	1.250.000	3 $6\frac{3}{4}$
1776		1.529.780	
1780	8.000.000		
1784		2.004.238	5 $0\frac{1}{4}$
1801	9.172.980		
1803	9.210.000	4.077.891	8 $10\frac{1}{4}$

G. Nicholls, A History of the English Poor Law,
Vol II, P.437,

の上昇に結びつけて、「1740年代から始まる生産高の成長がなければ、それに関連した人口増加は、生活水準の低下による死亡率の上昇によって究極的に阻止されていた……18世紀の後半に勢いを増した人口増加がなければ、イギリスの産業革命は、労働力不足のため遅らされていたであろう。……産業革命によって創出された雇用の機会の拡張が、人々の結婚を促進し、過去においてよりも早く家族を作らせ……平均寿命を延ばした²⁾」と説明している。たしかに産業革命期を通じての人口増加は1831年の人口 13,897,187人をその始期1760年と比べると、これは70年間で690万人、98%という格段の増加を示していることからも確認されてよいであろう。もちろんイギリスにおける全国的な人口センサスは周知の通り1801年に始って居り、それ以前のものは地方センサスをもとにした人口推計にすぎないし、また「初期のセンサスは調査項目がきわめて粗雑なものであり、あまり利用価値は高くない。³⁾」としても大筋での動向把握には充分であろう。そこでより考慮るべきは人口分布の動向である。18世紀初頭平均的であった人口密度は、後半州による差を広げた。「ランカシャ、チェシャ、ヨークシャのウエスト・ライディングなどの繊維工業の中心地では人口増加率が著しく高く、また金属工業地帯を形成しているミッドランド諸州でも18世紀後半の伸びが著しい。これに対して、いわゆる農業州では、18世紀前半には増加率が低く、絶対的減少を記録した州もみられたが、18世紀の後半にはほとんどの州で人口増加を記録し、人口密度が高まっていた。しかし商工業州の伸び率と比較した場合、農業州の人口増加のスピードはそれ程めざましいものとはいえない⁴⁾」総人口の増加傾向からみて、その増加分がどこに落着くかが問題であるが、18世紀前半は専ら商工業州に、そして後半は農村工業の発展とも関連して農業州においても絶対的に増加したとしても、それは商工業州において圧倒的であったということになる。これは自然増ばかりではなく農村人口の都市流入を意味すると共に後半においては、農業州における人口が必ずしも農業人口

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

ばかりではなかったことを示すものといえよう。ともあれ「南部の諸州の一つであるデヴォンシャ……それは 18 世紀を通じてほとんどかわっていない。……リンカン州やラトランド州のように、いくつかの純農業的な諸州でも……最終的な結果はほぼおなじである。ところで新らしい工業が発展し、機械制や大企業が出現している諸地方……ウォリックシャやスタッフォードシャは……人口がどうにか 2 倍になっている。しかし、ランカシャではそれが 3 倍になっており、……この膨大な人口増加の 4 分の 3 が 18 世紀の後半期に生み出された⁵⁾」というように、人口の都市集中がこの時期に決定的に進行したことはたしかである。もちろんこの要因として議会エンクロージャーがこれを促進するに重要であったことも、都市の商工業における雇用機会の増加が、必ずしも生活水準の上昇と結びつかず、かの原生的労働関係を作り出して行ったこともたしかであるが、それにも抱らず、絶対王制期における人口停滞を脱したのは、資本主義的工業化の結果であり、それが産業革命の急展開に反作用していた相互作用によるものといえるであろう。ともあれ経済成長が投資の増大の前に先づ労働力人口の豊富な供給を前提することを 1740 年代以降における継続的な死亡率減少と 60 年代以降の出生率の増大⁶⁾に結びつけ、医療の改善と併せて考慮することは、決して不都合とはいえないであろう。しかしこれは生活水準の上昇に直結するものではなかった。第 2 表は 18 世紀前半における生活の安定状態を示している。ともあれ市民革命後の実質賃金の上昇を示しているのであるが、人口増加のはじまった時期はむしろその下落過程であったことが第三表に明らかである。それは 18 世紀後半における生活費の急激な上昇が生じ、名目賃金の上昇がそれに追いつかなかったということである。このことはしたがって第一表に見るよう救貧税の増加、就中一人当たりの増加と結びついていることがわかる。この点については後に述べるとして、いわゆる原生的労働関係の展開過程として見られるこの時期の貧民としての労働者問題が問題性を提起した諸条件、その中で貧民の創出に直接的に

才二表 賃金および生計費 (1789-1798=100)

	貨幣賃金	生計費	実質賃金
1700~1708	69	65	107
1709~1718	72	72	100
1719~1728	75	67	112
1729~1738	76	61	125
1739~1748	76	65	117
1749~1758	81	69	116

J. Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter
in England von 1640 bis in der Gegenwart,
1640~1760, 1954, S.137,

才三表 賃金および生計費 (1850=100)

	貨幣賃金	生計費	実質賃金
1749~1758	76	67	113
1759~1768	81	72	112
1769~1778	85	82	104
1779~1788	86	85	101
1789~1798	94	97	98
1799~1808	114	137	83
1809~1818	114	159	72
1819~1828	98	124	79
1820~1826	98	122	80
1827~1832	93	114	82

J. Kuczynski, a.a.o., 1760~1832, 1954, S.61,

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

重要な役割を演じたところの議会エンクローシャーと一般に云われる農業資本主義化の過程——プロレタリアの創出の総仕上げの過程について先ずふれておかなければならないであろう。18世紀中葉になると囲込みについての議会の法令が激増する。⁷⁾ 13世紀以来行なわれて来た囲込みもそれが決定的な意味で「法令による囲込みが重要な役割を演ずるようになったのは1760年以降のことである」⁷⁾ 「共有地（commons）の囲込（enclosure）は、1760年以前の数世紀間にも進行して居たのであるが、その後それは、以前とは比較にならぬ程急速に進行した。⁸⁾」法令が促進したエンクロージャーにとって重要なのは1760年代であったということはこの時期のイギリス経済構造変質を決定づける変化が相互作用をいよいよ顕著に進めていたということであろう。だから「われわれは、土地再編成の重要性をあまりところなく理解することができる。それは18世紀をつうじて、農業国イギリスの構造をくつがえしたのである」といわれる。では何故かかる変革が法令をもとにして急速に展開されたのであろうか、土地再編成を推進したもののは何であったか、先づ「所有地の組織的經營にまず着手したのは大地主である」ということである。ところで小農場を大農場に統合する利益は何にあったのであろうか、「牧場は耕作地より労賃がかからず収益が大きい……（それ故）かつてゆたかな穀物収穫で名を知られたレスター・シャーは、18世紀末になると、ほとんど全地域が人工牧場におおわれている。……およそ1765年ごろから、物価騰貴のため穀物栽培が助長され、耕地の牧場転換運動は緩慢になる。しかしたとえ小麦・オート麦生産が牧羊業よりも多くの労働力を保持したにせよ、いづれにしても、農業労働者の総数は減少している。¹⁰⁾」要するに「囲込みは労働力を縮減し、生産を増大させた」¹¹⁾ 農村における資本制的関係の発展は商工業の発展と相互作用しつつ、土地の再編成を促進し、相対的に農業労働力を減少させる。したがって就業の機会をもてない貧民問題がいよいよ顕著となる。そこで結果として「教区が救済を要求するものを農場から農場へ、就労をもとめて派遣した。かれ

らの賃金の一部は『救貧税』 poor rate でまかなわれた¹³⁾」それ故救貧税負担に対する不満は少なくなかったであろう。この時期救貧税が急激に増加していることは第一表に明らかである。しかし「1730年——1760年の30年間に、ノーファクシャ全域にわたり、地価は10倍になった¹⁴⁾」といわれるよう、この負担は地代上昇に転化されることとなり、大土地所有者の負担としては意識されず、農業労働力の確保と法安維持的効果が得られるならば、それは農業資本主義化の進行と共に結果としての利益を地主に充分保障することとなる。かくして議会エンクロージャーは貧民を大量的に創出しつつ、資本家的地主への転進を推進し、その利益を確実なものとする基礎を確定した。この限りでは地主的利益と結びつく。

次いでギルドの再編成とマニュファクチャの発展との関係である。「16世紀の半ばから18世紀の最後の3分の1期まで続く本来のマニュファクチャ時代¹⁵⁾」は新旧を併存させ乍ら工場制工業への道を拓くのであるが、産業革命に至る「17世紀においてギルド制度はなお存在してはいたが既に衰退し、多くはその生産の独占を失うかまたはそのやり方を新らしい条件に適応させていた。権力が富んだ親方の手中に集中されたのでギルドは著るしく寡頭支配的になっていた¹⁶⁾」というように、すでに絶対王制期にギルドの変質は進んでいてそれが新らしい対応を模索しつつ再編成される過程にあった。「絶対王制が再編ギルド（カムパニー）制度を全国的な規模で全産業にわたって施行した時から、新たな段階に入った¹⁷⁾」そこで「絶対王制期の都市ギルドは、しかし農村工業の優位性が圧倒的となるにしたがい、……資本家の企業の拡大にともない、崩壊の一途をたどらざるを得なかつた¹⁸⁾」のであって、小親方層の両極分解がすでに進行していた。また他方ではすでに「集中型経営がすぐれて捉えた産業分野は、……まさしく伝統的なギルド制度の欠如した産業領域であった¹⁹⁾」ので、ギルド的伝統とは離れた労働者群が大量に準備されていた。しかしながらマニュファクチャ「制度はかつて支配的であったことなく、いくつかの先行工業制度の遺制

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

は根づよいので、これとならんで最後まで存続した²⁰⁾といわれるよう、単純ではない。「工場外労働者に頼ることによって好景気の需要に対応できた場合は、不況の際に利潤を引下げることになる建物や工場施設に資本を投下することを嫌がる資本家の雇用者の態度があつた²¹⁾」ので、イギリスを「世界の工場」にした原動力をなしたところの綿工業においても家内工業による手織工に依存するところが少なくなかった。貧民の増加はチープ・レーバーを豊富に供給する。これを権力に綿工業のめざましい成長が促進されるのであるが、ともあれ産業革命を通じて急速に工業化が進行するとしてもその始期の労働者は貧民として一括されるそれであった。

さてこのような労働者状態はこの時期を通じてどのようにあったかということであるが、第二表および三表にみられる通り、実質賃金は継続的に下落傾向を示している。労働問題＝貧民問題の問題性はここに発している。しかもその低下傾向は産業革命の進行と共に急となっている。このことは産業化の進展と共に労働力構成の変化に対応し、部門的な差異、地域的差異を含み、しかも労働力需要の増加にも抱らず、この時期に特有のいわゆる原生的労働関係を作り出して行くことを示しているといえよう。ともあれ「18世紀の賃金資料に関するかぎり、ぎりぎりその世紀末まで、現実に統合された全国的な労働市場はなかった。……實際、18世紀の賃金史の目立った特徴は、水準と趨勢の双方での大きな地域的多様性の存在であった²²⁾」ことに加えて「18世紀後期の典型的な賃労働者は、工業労働者ではなく農業労働者であった²³⁾。」そして「機械制大工業が出現する前後に、もつとも顕著であった事実のひとつは、農業賃金に比較して工業賃金が高かったということである²⁴⁾」さて一般的な労働市場は欠落したままであり、典型的な賃金労働者は農業労働者で、なお家内労働者が少くない状況の下で、労働力統轄機構は資本制的に一元化されていないのであるから、一層複雑にチープ・レーバーが豊富に温存されていたことはたしかであろう。かくして貧民問題は、その行政的支配秩序の在り方と相俟って意

図的に救貧政策として行なわれたとしても、それが労働者規制策の伝統から逸脱して労働力政策へと転換することを現実的なものとしている事実は否定しえないのであろう。賃金政策変質の条件が、かかる社会経済的背景の中に内在していたのであった。院内救助から戸外救済への方向はかくて必然にたらざるを得なかつたというべきであろう。

- 注 1) A. Toynbee, op. cit., 邦訳, 13 頁,
2) P. Deane, op. cit., 邦訳, 44 ~ 5 頁,

なおフィリス・ディーンは「1740 年代に増加し始め」「1780 年代の前例のない水準へと速度が早まり」(Ibid., 邦訳 32, 34 頁) と述べ、ポール・マントウも「1750 年までイギリスの人口増加はきわめて緩慢であったようである」(P. Mantoux, op. cit., 邦訳, 486 頁) としている。

- 3) 依光正哲、「イギリス産業革命期の人口分析の一視角」(『社会学研究 12』, 285 頁)
4) 同書, 313 頁。
5) P. Mantoux, op. cit., 邦訳, 496 頁。
6) P. Deane, op. cit., 邦訳, 35 頁。
7) T.S. Ashton, op. cit., 邦訳, 27 頁。
8) A. Toynbee, op. cit., 邦訳, 22 頁。
9) P. Mantoux, op. cit., 邦訳, 191 頁。
10) Ibid., 同書, 212 頁。
11) Ibid., 同書, 222 頁。
12) Ibid., 同書, 239 頁。
13) Ibid., 同書, 235 頁。
14) Ibid., 同書, 204 頁。
15) K. Marx, a.a.o., s. 356, 邦訳, 441 頁。
16) G.D.H. Cole, A Short History of the British Working-Class Movement, 1789~1947, 林健太郎外訳、「イギリス労働運動史 I」18 頁。
17) 大塚久雄編著, 前掲書, 53 ~ 4 頁。
18) 同書, 132 頁。
19) 同書, 66 頁。
20) P. Mantoux, op. cit., 邦訳, 101 頁。
21) P. Deane, op. cit., 邦訳, 113 頁。
22) Ibid., 同書, 278 ~ 9 頁。
23) Ibid., 同書, 279 頁。

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

24) P. Mantoux, op. cit., 邦訳, 602 頁。

4.

戸外救済を具体化したギルバート法は 1782 年という産業革命が新らしい社会経済関係を創り出しあはじめた時期に現われた。この立法は労役場制度に結びついた請負制度の否定、したがって戸外救済の拡大という貧民政策をスタートさせた。このため貧民対策の主要な柱は教区への雇用の義務づけということとなる。すなわちナッチブル法にもとづく求援の抑制を請負制度と結合した労役場制度に求めた結果、それが失敗に終ったのはいわゆる伝統的救貧政策の限界を表現するものであり、労働力需給、貧民の存在の仕方の変化から、また救貧税負担への反発と相俟って、貧民問題から雇用問題へという方向転換が必然的に求められたことを示すものである。しかし一般的な労働市場の形成なしに、急激な人口増加、議会エンクロージャーによる大量の貧民創出、そして工業分野の飛躍的発展があったとはいえ、依然として多数である農業労働者の存在などを背景としての雇用対策は教区に依存する外はなかったであろう。それ故ギルバート法は貧民の救済と雇用のために制定するという伝統的思想から離脱したところの画期性を示す一方で、依然として伝統的な行政機構の中で解決を迫られることとなるのであった。

ともあれギルバート法は「この法の規定を適用するいかなる教区、町区或は所在内でも、請負いで貧民の労働を維持しまたは雇用することについての条項は廃止されるべきであり、またそれにより生じたすべての契約或は協定は無効になるべきである¹⁾」として貧民対策を一括して労役場制度で解決しようとするやり方を否定した。そうであれば次に何等かの雇用保障が

考慮されなければならないこととなる。そこで法第 29 条は「老令、疾病或は虚弱者、および自身の労働で維持を得ることができない者を除いて、監察官（Visitor）の許可をもつ貧民の救済委員（Guardian）の命令によってそこへ送られる親のない児童を除いて、また生計のためそこへ母親と共に行かねばならない児童を除いて貧民院（Poorhouse）へ送られるべきでない。²⁾」として無能力貧民と有能貧民とを明らかに区別し、その処遇を変えることが意図されている。したがって第 32 条は「働く能力と意志」はあるが、「雇用を得られない貧民」に、その住居の近くで、その能力に適合した仕事を貧民救済委員が世話することを規定している。ということは教区の雇用保障責任を規定するものであり、それは続いて「そのような雇用が獲得されるまで」の生活保障責任を確定し、さらに仕事によって得られる所得が不足ならばその欠乏を補うことを規定する。要するに雇用保障と賃金補助による所得保障をいうものであり、新らしい生活保障方式の出現であった。小山教授はこの法が貧民の処遇について「著るしく人道主義的」であることを、またそれ自体のもつ「進歩性」ということは「その保守的な貧民保護の緩和によって、事態をかえって悪化させるのである」と結論づけられている。まずこれを救貧政策の人道主義化現象と捉える見方は、無能力貧民の保護と別に有能貧民を労働力として取扱うところの、したがって貧困を害悪として一括する救貧政策という観点からみれば明らかに「恐怖の家」からの訣別であるというその限りでいいことであり、それ故進歩性＝資本制的性格を見出すことが出来る。同時にこれが「保守的な貧民保護の緩和」であったことは事態の改善に作用し得なかったことの重要な理由とされるであろう。しかし乍らより重要なことは、労働力としての「貧民觀」への移行——すなわち貧民の労働力化政策が、その一般的な基礎なしに、政策担当者がそれを直接に意図したかどうかにかかわりなく、増加しつつある貧民対策として推進されなければならなかつたということである。しかしそれは労働力不足という資本制的要請とは直接には

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

結びつかなかったし居住法は依然として効力を持っていた。さらにつきこの法によるいわゆるギルバート連合も限られた範囲にとめられたことによって矛盾する現実に具体的に対応をなしえないことも必然というべきであった。そこで教区内雇用の増大政策という政策推進者にとっての現実的な対応が実施段階で矛盾を生じ「事態をかえって悪化させる」ことが不可避であったということはたしかであろうし、したがって「ギルバート法の効果は比較的に小さかった。いな、それは明らかに失敗であった⁵⁾」ということも充分に肯定されるであろう。それに関してはとりわけこの法の運営の仕方が考慮されなければならない。そこでは治安判事が教区民から付託された者の中から救済委員を任命し、その互選による3名の中から監察官が治安判事によって任命され、教区の救貧行政についての権限をもつこととされている。⁶⁾ところでこのことは救貧行政の合理化を意図したものであったとしても、その性格についての考慮が必要とされるであろう。まず教区という単位のもつもともとの限界一たとえ教区連合を考慮したとしても——が居住法に規定され、労働力政策としての基盤を保持していないということと共にその運用の直接的担当者である治安判事は国家によって任命されるのであるということが特に考慮されなければならない⁷⁾。この当時の有力階級である地主層の國家が任命した治安判事がこの法の運用上、決定的な役割を果すのであり、さらに救貧税は前述の通り、土地所有階級の負担によるものである以上、それがたとえ地代の上昇などによってカバーされるとても、その負担転嫁が常に一率に可能ではない以上、また可能であったとしても、全国的にこの法が労働力政策としての役割を演ずるために、治安判事が積極的に推進するということはありえようとは思われない。したがってこの面からも効果が乏しかったであろうことは疑いえない。だからといって大前教授のいわれるようになだらかに「地主階級のインタレスト」「労働力の農村への定着化」ということのみを強調することは立法者意識論としてはともかく、その形成史からは現実的であるとは思われない。そ

れ故教授自身も「ギルバート法、スピーナムランド制度はこの階級利害の集中的表現であった。すなわち地主たちはこの機構を通じて積極的に資本制生産の裡に入っていったのである⁸⁾」と説明されていることからもいえることである。たしかに当時の施策は「地主的インタレスト」により「地主的支配の再編成」を意図していたであろうことは疑いえない。市民革命がブルジョア権力を確立させたとはいえ、なお最終的には1832年の議会改革を必要としたように、議会構成からすればブルジョア的権力機構として完結していたわけではないし、さらに重要なことはエリザベス救貧法下で救貧政策において決定的な役割を担った治安判事は、18世紀を通じてその権力が頂点に達していたのであるから、何れにせよ地主的体制強化の一環として意図されるのは当然である。それ故救貧政策として意図された労働者=貧民に対応した貧民対策たるギルバート法、或はその発展としてのスピーナムランド制度などの諸施策は明らかにエリザベス原則から逸脱した原理に支えられるものであったとしても、最終的には1834年の救貧法改正に至るまでは、このような機構が維持されていたのであった。しかし問題は、それにも抱らず「積極的に資本制生産の裡に入った」ことの意味を考慮することであろう。本来意図されるべきであるということと、歴史の展開過程で余儀なくされて意図されたこととは自ずから区別されなければならない。何れにせよこれらの諸施策は産業革命期において資本制的諸関係が現実的に実現されて行く過程でなされた貧民対策であり、したがって、結局のところ初期資本主義の労働政策のヴァリエーションにすぎないということが確認されなければならないということである。ただこの時期のそれは複雑な対抗関係を反映するため一元的に規定しえないので、個別的で、詳細な研究が必要であることはいうまでもない。ともあれその意図の如何にかかわらず、それが結果として資本制的賃金政策思想への転換のための露払いとしての役割を担ったということ、或は担いえたということは、動機に対する効果としての評価を別にしてその意義が確認されるべき

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

である。労働者規制法に発する賃金規制から賃金補助への転換点としての意義を見落してはならないであろう。かくして経済的変化が政治的変質への道を拓き、政治的変革が経済的変質を促進するという相互作用関係がここでも確認される。

最後にギルバート法の現実的意味についてであるが、第一にその適用領域を考慮すると「教区」を単位とするこの施策は「教区連合」として拡大の方向と示した。しかしこの教区連合についてみると「1834年において存在するギルバート教区連合の数は67で、¹⁰⁾ 924教区から成立っていた」にすぎない。この法の成立から50年を経過してなおそうであった。しかも教区の総数或はイングランドとウェ尔斯の救貧法の構成単位としては16,000に近かった。したがってそれは全国的にあまり重要ではなかったし、またそれは地方的であった。¹¹⁾ また「1831年においてさえ、イングランド、ウェ尔斯の全人口1400万人に対して、教区は約15,000であった。だから全教区の5分の4までの教区が200家族以下であった。」¹²⁾ というのであるから、この法の適用地域とその対象人員の数から考えて、これが少なくとも全国的な規模での雇用保障・所得保障をなしたということは殆んどありえないことであったといえよう。したがって近代的労働力統轄機構形成への役割を演ずることなどは殆んど期待するべくもなかった。要するに教区中心の伝統的支配機構の壁を打破り、新らしい秩序を作り上げる方向としての教区連合の発展は結局伝統的行政機構の枠の中に埋没し、阻止されて、地域的・農村部に部分的にしか拡張をもつことが出来なかった時代的制約によって沈没させられてしまったのであった。したがって「貧民の有利な雇用」という基本的なねらいからもこれは失敗に終ったといえよう。しかしながらこの方向、労働力政策における変質の方向は独自の法則に従って発展することはいうまでもない。その条件は形成されつつあったのである。

次いで賃金=生活保障の面である。第三表に明らかのように実質賃金は

この時期より急速に低下傾向にあり、救貧税額は加速度を加えている。第一表によると市民革命期とギルバート法成立の頃、すなわち 1688 年と 1784 年の一世纪の間では 130 万ポンド、180 % 増であり、1784 年と 1803 年の 20 年間では 283 万ポンド、226 % という格段の増加を示している。これをさらに市民革命と産業革命の始期との比較、55 万ポンド、78 % と併せて見るなら、その経過年数の差はともかくこの時期の増加傾向は格別であり、就中産業革命期のそれが異常に高いことから、その依存度が極めて高かったであろうことがわかる。教区の実情が雇用保障を事実上なしえなかったこと、救貧政策の制度的整備、物価の状況などと相俟って貧民の生活が救貧税への依存をいよいよ高めたことを示すものであり、したがって救貧税節約の本来の目的からみて有効であったとはいえないのは当然である。またこのギルバート法の一般規定はスピーナムランド制度と比べても具体性を欠くものであるから、その一時期においてすら、一般的物価騰貴の中で実質賃金の低下傾向を阻止することはもとよりそれを補うという意味での生活保障策としての役割を担いうるものではなかった。むしろ低賃金労働者に対する賃金補助は労働力不足の時代における低賃金政策として作用し、一般的労働市場の形成を阻止し、やがて救貧税負担者のインテレストに反し、限界に到達する。「賃金補助制度が濃密に行われた教区においては、それだけ、賃金圧下のための作用が働きつけられた」と¹³⁾、「地代の増加の限界が救貧税＝賃金補助制度の限界であった」ということで、この点はスピーナムランド制が展開されていく中でいよいよ明らかになるところである。ただ「保守的な貧民保護の緩和」が、単なる「緩和」を超えて、有能貧民の労働力化、——賃金の不足分を補うことを法的に規定したこと、或はこのような発想を余儀なくされ、「規制」から「補助」への賃金思想転換の具体的契機をなしたことの意義が評価されるべきであろう。

かくして次に準備されたものは、ギルバート法の延長線上における一方

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

の展開としての、1793年におけるローズ法（For the Encouragement and Relief of Friendly Societies）である。ギルバート法を生み出した土壤は、救貧税の節約という至上命令の達成と、資本家的労働力創出の要請に合せてローズ法を必然としたのであった。それ故友愛組合の奨励と救済を課題としたこの法は伝統的な救貧政策の枠からみればあきらかにはみ出したものとならざるをえない。しかしもともとこのプランはマーサーズの終身年金の考え方をマクランドの共済組合の考案と結合したものであるが、それは救貧税の継続的な増加への警鐘と結びつけて救貧税負担の減少を意図して提起されたものであった。¹⁴⁾だからこの立法の直接動機からすれば、小山教授の指摘されるように「友愛組合を熟練職人の自助組織と見る通説を踏襲して、そのなかに社会保険原理の発生をみようとする」よりもむしろ「友愛組合を当時の貧民対策の一環として把握することが必要である」といえるであろう。そして貧民対策としての施策である限り、それは労働市場の一般的な状況に即応しえないのであるし、また救貧税の節約という本来意図されたものも成果を収めることは出来なかったであろうことは容易に予測しうることである。ただ「疾病手当を与え且つ葬儀費用を給する地方共済組合（Local friendly societies = 地方的な友愛組合——筆者）は、18世紀の間にイングランド全土に出現した。同世紀の末に至ってその数は迅速に増加し、少くとも若干の地方では、あるゆる村の居酒屋がこういう小さな、そして自然発生的な団体の1個、或は数個の中心となるに至った。¹⁵⁾」のであって、すでに多くの友愛組合が存在していたが、「当時の友愛組合のほとんどが短命であったため、これに法的資格を与えて規制することが必要とされた」¹⁶⁾のであり、且つそのため同世紀末に急速に発展することが出来たのであった。するとこれは立法者の意図とは離れたところで、その発展の条件を捉えていたということであろう。すなわち相互扶助の原則を確定することにより、多数の団結禁止措置にもかかわらず労働力調達策として奨励されなければならなかつたことを示すものである。新

らしい時代が要求する同職組合の形成は、産業分野が限定されていたとはいえ、そこで職種構成に基づく賃労働の形成とかかる労働力の継続的確保の必要は「法的資格」を与えることにより充足され、それを急速に発展させることとなるのは必然であった。そこで相互扶助、社会保険の原型を与えることはこれを促進するに有効であった。ともあれ国家は団結をおそれ、それを禁じた。その中で友愛組合が保護された。すると「この種の共済組合は、しばしば労働組合となつた。¹⁸⁾」それは、高い組合費による同職組合としての性格をもつことによって可能とされるのであった。少なくともこの時期、イギリスの労働者は言葉の本来の意味における労働組合をもたなかつた。或は労働組合運動を経験しなかつたといえる。しかし資本制的諸矛盾に対応して友愛組合は「しばしば労働組合となつた」すなわち実質的に労働組合としての機能をもつものにまで発展したということで、労働組合が友愛組合を偽装したというよりも友愛組合が労働組合の機能を担わなければならなかつたのであるというべきであろう。そうであればこそ友愛組合は奨励されたのであり、また発展しえたのであった。

ところで救貧税負担の軽減という見地からは、この法は当を得たものとはいえない。何故ならば救貧税の主たる対象とされた農業労働者、産業革命の展開過程で転落しつつある手工職人層は共にもともと友愛組合を組織化するための条件を欠いて居り、「法的資格」を得る基盤をもたなかつたのであった。要するに救貧税と友愛組合とは次元の異なるところで作用し、両者は現実的にスレ違いをしていたのであれば、ローズ法が基本目的から、したがって貧民の組織化による救貧税の節約という見地からは成功すべくもなかつたのである。他方、実際には用いられていなかつたにしても旧稿で検討した古い賃金規制立法は依然として残つて居り、「この他にまた、絹織物工に対するスピタルフィールド法のように特定の職種における賃金と労働条件を取扱う多数の法令があつた」¹⁹⁾し、賃金の低落傾向は、第三表に明らかな如く、この時期に一層はげしくなつてゐる。それは「多く

賃金をめぐる社会政策へのプロセス（二）

の工業では、好況期に労働力の流入がきわめて豊富であっただけに、騰貴のあとにそれだけ破滅的な低落がつづいてきた」「1793年の恐慌は、その偶然的な原因にしかすぎない」「新來の労働者のなかには、低賃金で満足することになれ、製造業者の無理な要求にも不平をいわずにしたがう気持をもっていたような、多数の農民がまじっていた」²⁰⁾のであった。要するに議会の規制と需給法則の作用は、労働者状態の悪化を促進する。ローズ法はかゝる事態への対応としては有効でありえなかった。かくして資本制への移行期における一連の救貧政策への集大成ともいべきスピーナムランド制、その立法化としてのウイリアム・ヤング法がこれに続くこととなるのである。

- 注 1) G. Nicholls, op. cit., Vol. II, p. 82
2) ibid., p. 84
3) ibid., p. 86,
4) 小山路男, 前掲書, 163 頁
5) 同書, 167 頁,
6) G. Nicholls, op. cit., p. 85.
7) J. L. & B. Hammond, The Village Labourer, 1760~1832, p. 16,
8) 大前朔郎, 前掲書, 38 頁
9) J. L. & B. Hammond, op. cit., p. 16,
10) G. Nicholls, op. cit., p. 91,
11) J. H. Clapham, An Economic History of Modern Britain, p. 354,
12) 大前朔郎, 前掲書, 35 頁
13) 同書, 68 頁,
14) G. Nicholls, op. cit., p. 110
15) 小山路男, 前掲書, 178 頁,
16) S. & B. Webb, The History of Trade Unionism, 1920, p. 25, 荒畠
寒村訳「労働組合運動史上」, 42 頁
17) 小山路男, 前掲書, 182 頁
18) S. B. Webb, op. cit., p. 25, 邦訳 43 頁,
19) C. D. H. Cole, op. cit., 邦訳, 67 頁
20) P. Mantoux, op. cit., 邦訳 645 ~ 6 頁